

町民課
 役場1階 税の関係
 窓口1番 ☎47-2203
 ☎47-2193

土地・家屋価格等
 帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。
 平成23年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧します。次のご確認ください。
縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者（代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です）
縦覧期間
 4月1日（金）～5月31日（火）

情報案内

役場開庁時間 8:45～17:30
 （土・日曜・祝日除く）

（土・日曜・祝日は除きます）8時45分～17時30分
縦覧場所 町民課窓口
確定申告書の内容も一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。
 また、確定申告をしなればならないのに、申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。
問合せ
 北見税務署個人課税第1部門（☎23-7151）
福祉保健課
 総合福祉センター窓口7番 ☎47-5555

補装具費の一部を支給
 身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車いす、つえなどの補装具を購入または修理する費用の一部を支給しています。原則として費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
問合せ
 福祉保健課社会福祉係

重度障がいのある方に日常生活用具を給付
 重度障がいのある方に對し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。原則として各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
問合せ
 福祉保健課社会福祉係

重度障がいのある方に日常生活用具を給付
 重度障がいのある方に對し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。原則として各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
問合せ
 福祉保健課社会福祉係

特別障害者手当
 20歳以上で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者本人に支給される手当です。
支給額
 月額2万6,340円

福祉保健課社会福祉係
重度障がいのある方に手当を支給
特別障害者手当
 20歳以上で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者本人に支給される手当です。
支給額
 月額2万6,340円

のらしの インフォメーション

福祉保健課社会福祉係
更生医療の給付

更生医療とは、一般医療です。すでに治ったと考えられる障害に対し、障害を軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関のみで受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を、公費で補助する制度です。
 ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象となります。
問合せ

福祉保健課社会福祉係
フッ素塗布を実施

フッ素を歯の表面に塗ること、歯を丈夫にします。虫歯のない子に育てるために、フッ素塗布を受けましょう。（受診方法の内容について、対象年齢のお子さんがあるご家庭に個別にお知らせします）
対象
 1歳6か月から未就学児
自己負担 800円
実施期間
 4月～平成24年3月
実施機関
 町内の歯科医院
問合せ
 福祉保健課健康増進係

福祉保健課健康増進係
農工商課
 役場2階 窓口13番 ☎47-2116

「銀河農園」で野菜など作りませんか
 今年も農業交流センター北側に銀河農園をオープンします。家族や近所の仲間と休日などに野菜など作ってみませんか。
 また、農業交流センターには、収穫物を加工する設備も整っており、収穫した大豆で豆腐やみそを作った

乳用牛の実査結果 (2月1日現在)

町内の乳用牛は5,533頭

	23年	22年	前年対比
飼育戸数	58戸	58戸	—
飼育頭数	5,533頭	5,731頭	198頭減
1戸当たり飼育頭数	95.4頭	98.8頭	3.4頭減

麻しん・風しん予防接種を受けましょう

予防接種法の一部改正により、今までに麻しんワクチンを1回しか受けていない世代に対して平成20年度から平成24年度までの5年間に限り、第3期（中学1年生に相当する学年）と第4期（高校3年生に相当する学年）についても定期接種を行うことになりました。なお、乳幼児の第1期（満1歳～満2歳未満）、第2期（5歳～7歳で小学校就学前1年間）は変更ありません。

○通知 対象者には、年度当初に個別に問診票を郵送します
 ○受け方 問診票に必要事項を記入し、平成24年3月31日までに、町内の医院で受けてください。また、すでに麻しんや風しんにかかったことのある方は、ご連絡ください。
 ○問合せ 福祉保健課健康増進係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

各年度の3期・4期の対象者（平成23年度現在の学年）		
平成23年度対象者	第3期	中学1年生（平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方）
	第4期	高校3年生（平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの方）
平成24年度対象者	第3期	中学1年生（平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの方）
	第4期	高校3年生（平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの方）

障害児福祉手当
 20歳未満で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人に支給される手当です。
支給額
 月額1万4,330円
支給月 毎年2、5、8、11月に各前月までの手当をまとめて支給
その他 手当の支給を受けるには、認定請求の手続きが必要です。また、受給者および保護者などの前年の所得が一定の額を超えている場合には、支給が停止されます。
問合せ
 福祉保健課社会福祉係

重度身体障害者交通費助成事業が変わりました
 平成22年度までは重度の身体障がい者の方の通院などに要する交通費の一部を補助するために、「タクシークレット」の交付を行っていましたが、23年度から「タクシークレット」を「給油チケット」に交換できるようになりました。
 「給油チケット」への交換は、タクシーに乗ることが難しい方を対象に申請で行

農地を「売りたい」「貸したい」農業委員会があっせんします

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あつせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局（☎47-2204 役場1階 窓口2番）へご相談ください。